下水道工事に伴う道路占用手続きの流れ

下水道工事に伴って前橋市道を占用して工事を行う場合、以下のフローに沿って書類等を提出してください。
道路占用の書類以外に、各種工事（開発や区域外流入、自費工事等）の申請書類も別途必要です。

申請者（代理人）　　水道局（下水道整備課）

1.　道路占用許可書（２部）の提出

□　道路占用許可申請書（記入説明を参照）
□　道路復旧方法を記した図面
　（道路占用添付図面の記入例を参照）
□　案内図
□　平面図
　（掘削平面図・道路占用の位置を明示した平面図の２種類）
□　断面図
　（取付管新設工事標準断面図を参照）

⇒ 受理
道路占用許可申請書の内容を確認し、道路管理課へ送付します。

概ね２週間

※この間に、道路使用許可（群馬県警）等の準備を進めていただくとスムーズです。

2. 道路占用許可の交付
許可になったら担当者に連絡しますので、水道局に受け取りにきてください。

3.　道路占用工事着手届の提出
□　道路占用工事着手届
※各種工事の着手届も同時に提出してください。

⇒ 受理、内容確認

着工

工事立会、施工状況確認
※各種工事の担当者と打合せしてください。

舗装の本復旧、完成

4.　道路占用工事完了届・権利譲渡承認申請書の提出
※本復旧完了後、速やかに提出してください。
□　道路占用工事完了届
□　権利譲渡承認申請書

⇒ 受理、内容確認
※各種工事によって、検査等が実施されます。